

広島県温室効果ガス削減指針等の改正について（令和6年1月）

・省エネ法等の改正に伴い、次のとおり改正しています。

1 広島県温室効果ガス削減指針の改正内容

・省エネ法の法律名変更による引用箇所の改正

エネルギーの使用の合理化等に関する法律

→ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

2 温室効果ガス削減計画書作成要領及び実施状況報告書作成要領の主な改正内容

・省エネ法の引用条項の改正（条文番号の変更）

・温室効果ガス排出量の算定方法に係る参考資料の改正

経済産業省及び環境省作成の報告書作成支援ツール

→ 環境省等作成の省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）

3 温室効果ガス削減計画書チェックリスト及び実施状況報告書チェックリストの改正内容

・省エネ法の法律名変更による引用箇所の改正

4 温室効果ガス削減計画に係るQ & Aの改正内容

・省エネ法の法律名変更による引用箇所の改正

5 巻末に掲載の報告書作成支援ツール（経済産業省・環境省）の改正

・報告書作成支援ツール → 省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）

※省エネ法の改正により、エネルギーの定義に非化石エネルギーが追加されましたので、今後の温室効果ガス削減計画書及び実施状況報告書の提出において、留意してください。